



山口労基発 1223 第 1 号
令和元年 12 月 23 日

一般社団法人山口県医師会 御中

厚生労働省山口労働局
労働基準部長



「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」
の稼働について（協力依頼）

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、12 月 2 日より、労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス（以下「本サービス」という。）の稼働を開始しました。

本サービスは、利用者が労働安全衛生法関係の届出・申請等の帳票を作成・印刷する際に、①誤入力・未入力に対するエラーメッセージの表示、②添付書類の漏れに対する注意喚起、③過去の保存データを用いた入力の簡素化等を行うものであり、利用者（帳票作成者）の利便性の向上を図るとともに、帳票作成時に入力内容の形式審査を行うことにより労働基準監督署における帳票の受付、点検等の業務処理の効率化を図ることを目的として開発したウェブサービスです。

つきましては、下記 3 のとおり、貴団体会員向けの周知広報に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 本サービスの概要及びサービス利用の手順

本サービスの概要及びサービス利用の手順は次のとおりです（別添 1 参照）。
なお、サービスの利用にあたって、事前申請や登録は不要です。

① 利用者は、本サービスに接続し、インターネット上で帳票の作成を行う。

本サービスでは、次の点について入力支援を行うとともに、入力内容の形式審査を行う。

- ・ 帳票の各入力項目について、どのような事項を記載すればよいのか説明文や参照条文を表示する。



- ・ 利用者が帳票の入力を終えた際に、入力内容の形式審査を行い誤入力や未入力の項目がある場合には、エラーメッセージを表示する。
 - ・ 本サービスの過去の保存データを用いることにより、事業場の名称、住所などの共通項目についての入力を簡素化する。
- ② 利用者は、①で作成した帳票の印刷を行う。
- この際、本サービスを利用して帳票を作成したことがわかるよう、帳票の下に「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」と印字される。
- また、労働基準監督署に届出・申請等を提出する際に、添付書類が必要な場合には、届出・申請等に応じた添付書類のチェックリストが自動的に出力される。
- ③ 利用者は、②で印刷した帳票に、必要に応じて添付書類を添えて労働基準監督署に提出する。

2 本サービスの対象となる帳票

本サービスの対象となる帳票は、当面、次の4帳票であり、サービスの利用状況等を踏まえ、順次拡大に向けた検討を行う予定です。

- ・ 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告（労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）様式第3号）
- ・ 定期健康診断結果報告書（安衛則様式第6号）
- ・ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（安衛則様式第6号の2）
- ・ 労働者死傷病報告（休業4日以上）（安衛則様式第23号）

3 周知広報についての協力依頼

例えば、次に示す方法等により、貴団体会員向けの周知に御協力くださいますようお願いいたします。

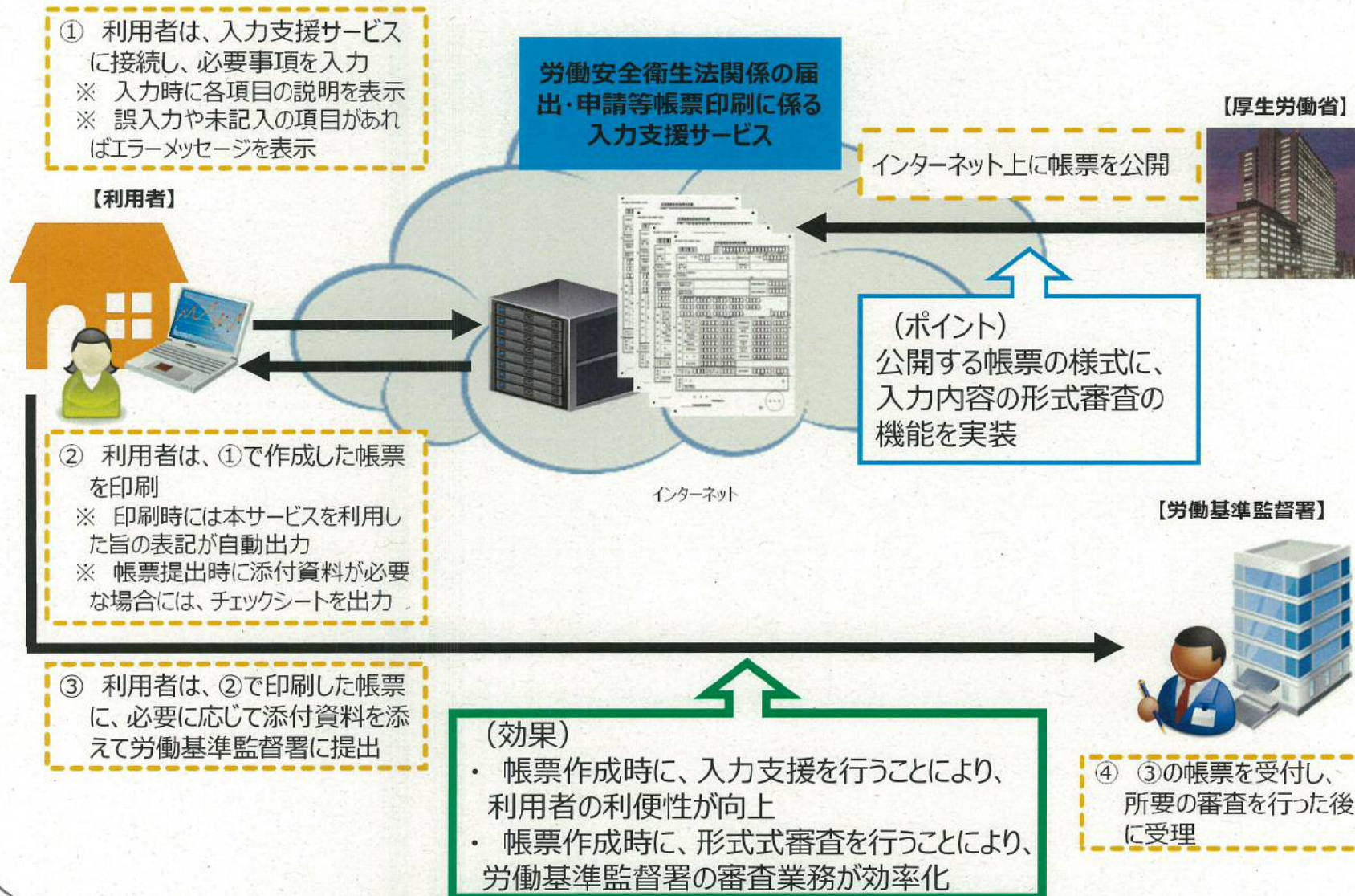
- ① 別添2のリーフレットを配布する等により、本サービスの周知及び利用勧奨を図ること。
- ② 貴団体ホームページ内に本サービスへのリンクを設定する等、周知を行っていただくこと。

【参考：本省ホームページ内関連サイト】

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」

<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスの概要



労働基準監督署への報告書類（安全衛生関係）は、インターネット上で作成できるようになりました

厚生労働省は「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を開始しました。

このサービスでは、以下4つの「労働安全衛生関係の届出・申請等」について、労働基準監督署へ提出する書面（※1）を作成する際に、**誤入力・書類の添付忘れを防ぎ**、過去の保存データ（※2）を用いて**共通部分の入力を簡素化**します。事前申請や登録は不要ですので、ぜひご利用ください。

インターネットで帳票を作成できます



サービスの利用において
事前の申請や登録は不要です



Webブラウザ要件

- Internet Explorer
- Microsoft Edge
- Google Chrome

OS要件

- Windows10
- Windows8.1

対応している届け出・申請

- 労働者死傷病報告（休業4日以上）
- 定期健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（ストレスチェック）
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

※1：このサービスは、申請や届け出をオンライン化するものではありません。

作成した帳票は、**必ず印刷し、所轄の労働基準監督署へのご提出をお願いします。**

※2：このサービスで入力された情報は、インターネット上には保存されません。

次回以降に活用される場合は、ご自身のパソコンに保存ください。

□ 入力支援サービスへのアクセス方法はこちら □

- ・ 検索窓口から **安全衛生 入力支援** と入力
- ・ <https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/> を直接入力



<お問い合わせ先>

操作に関すること：労働基準局労災保険業務課 **03-3920-3311（内線329）**

帳票の取扱いに関すること：労働基準局安全衛生部 **03-5253-1111（内線5482、5498）**



厚生労働省労働基準局

帳票の入力画面例（定期健康診断結果報告書の場合）

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

定期健康診断結果報告書

- 労働保険番号(都道府県を確認して入力してください。①)

過去に作成・保存(※3)した帳票を読み込んで共通事項の入力を省略できます

参照...

帳票入力データの読み込み

帳票イメージ

①労働保険番号

入力項目の説明▲

都道府県(必須)

入力項目の説明を確認しながら入力できます

所掌 労働保険番号の上から3桁目を入力してください。

管轄(必須)

管轄 労働保険番号の上から4、5桁目を入力してください。

基幹番号(必須)

基幹番号 労働保険番号の上から6桁～11桁目までを入力してください。

枝番号(必須)

入力エリア

②対象年

入力項目の説明▼

対象年(必須)

元号 年

9: 令 ▼

月 月分

報告回数

(月分) (報告 回数)

③健診年月日

健診年月日(必須) ※西暦で入力する

(※3) 入力データを保存すると次回報告時に再利用できます

④事業の種類/事業場の名称

入力項目の説明▼

事業場の種類(必須)

大分類 中分類

データの保存が完了したら、帳票を作成して印刷

戻る

帳票を作成する

帳票入力データを保存する

アンケートにご協力ください

- 入力項目の説明を確認しながら入力できます。
- 未入力・誤入力があると、エラーメッセージが表示されます。(※4)
(※4) 誤りなどを修正してから印刷が可能になります。
- 提出時は帳票だけでなく、添付書類の確認もお願いします。(※5)
(※5) 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告を印刷する時は、添付書類チェックリストでのご確認をお願いします。